

茨城県農林水産部農地局が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できるトイレ（以下「快適トイレ」という。）の普及を図るために実施する快適トイレ普及促進工事（以下「快適トイレ促進工事」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(快適トイレ促進工事の対象)

第2条 原則として、農林水産部農地局が発注する全ての工事を、快適トイレ促進工事の対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 仮設トイレを設置せずに施工する工事（緊急対応工事等）
- (2) 事業等の性質上、快適トイレの設置に伴う工事費の増が認められない工事（災害復旧工事等）
- (3) その他、快適トイレ促進工事として適さないと発注者が判断する工事

(快適トイレの仕様)

第3条 本要領でいう「快適トイレ」は、以下に示す仕様のうち（１）と（２）に示す項目を全て満たすトイレとする。（３）については推奨する仕様であり、任意とする。なお、男女がともに働く現場においては、男女別に各１基を設置するものとする。

(1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】

- ① 洋式便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

(2) 快適トイレとして使用するために備える付属品【必須】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【任意】

- ⑫ 室内寸法900×900mm 以上（面積ではない）

- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（快適トイレ促進工事实施の流れ）

第4条 発注者は、快適トイレ促進工事である旨を特別仕様書に明示するものとする。

2 受注者は、快適トイレの設置の有無について、施工計画書の作成前に、書面により監督員と協議を行うことを基本とする。なお、受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、設置を予定する快適トイレの仕様を示す資料（カタログ等）を協議の書面に添付するものとし、監督員は、第3条の仕様を満たすことを様式1によりチェックするものとする。

3 受注者が快適トイレの設置を希望し、協議が調った場合

（1）受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員に提出するものとする。

（2）監督員は、現場で実際に設置された快適トイレを現場又は机上にて様式1に基づき再度チェックするものとする。

（3）監督員は、快適トイレの費用を、設計変更時に計上するものとする（詳細は第5条による）。

4 受注者は、手配が困難等の理由により快適トイレの設置を希望しない場合、その旨を発注者と協議するものとする。

（積算）

第5条 快適トイレの費用については、当初設計では計上しないものとする。

2 契約締結後、受注者が快適トイレの設置を希望し、協議が調った場合、費用を以下により計上（設計変更）するものとする。

（1）受注者は、第3条第1項（1）及び（2）の仕様を満たす快適トイレを設置した期間の分かる工事日誌等の設計変更に必要な内容を確認できる資料を監督員に提出するものとする。

（2）快適トイレの費用算出にあたっては「土木部土木工事等建設資材単価表」に基づく費用と従来型トイレ（10,000円／基・月）との差額について、51,000円／基・月を上限に共通仮設費（項目は営繕費）に積上計上する。

（3）設計変更の対象とする設置基数の上限は、男女別に各1基ずつ、2基とする。

（4）ハウス型等、男女別トイレが一体型となっている快適トイレを設置する場合は、入口が男女別となっているものに限り、実際に要した費用と従来型トイレ（10,000円／

基・月)との差額について、1ハウスで102,000円／基・月を上限に共通仮設費(項目は営繕費)に積算計上する。

- (5) 快適トイレの運搬、設置及び撤去費は共通仮設費(率)に含むものとし、(2)の差額の対象としない。
- (6) 3基以上設置する場合や積算上限額を超過した費用がある場合については、現場環境改善の実施の対象とすることができる(項目は営繕関係とする)。

(工事成績評定等)

第6条 快適トイレ促進工事を通じ実施された現場環境改善に向けた受注者の優れた取組について、工事成績評定において評価することができる。

- 2 快適トイレ促進工事において、受発注者協議により快適トイレを設置するとしたにも関わらず、正当な理由なく快適トイレを設置しない場合は、契約条件違反として取扱う。

附則

- 1 この要領は、令和7年9月1日以降に工事起工決議する工事から適用する。
- 2 この要領は、令和7年8月31日以前に工事起工決議済(契約済を含む)の工事においても、当該工事が未竣工の場合、受発注者協議により適用することができるものとする。

(参考)

○特別仕様書記載例

第〇条 快適トイレの設置

- 1 本工事は、「茨城県農林水産部農地局が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領」に基づく快適トイレ普及促進工事である。
- 2 受注者は、工事請負契約を締結後速やかに、快適トイレの設置の有無について、監督員と協議すること。
- 3 第2項の規定に基づき快適トイレの設置をすることが決定した場合は、「茨城県農林水産部農地局が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領」に基づき行うものとする。要領は、茨城県農林水産部農地局農地整備課のホームページから入手できる。

○受注者から協議を受ける際に想定される協議文（例）

（例1）

特別仕様書第〇条に基づき、下記のとおり協議します。

- ・本工事において、快適トイレの設置を希望します。
- ・男性、女性の労働者が現場に入場するため、男女別に1基ずつ設置します。
- ・設置を予定する快適トイレのカタログを添付します。

（例2）

特別仕様書第〇条に基づき、下記のとおり協議します。

- ・仕様を満たす快適トイレの手配ができないため、設置を希望しません。

○その他留意点

- ・快適トイレの設置を希望しないことのみをもってして、工事成績の減点等の不利益措置は講じないこと。